

東日本大震災の被害を受けられた方へ

■山武市被災者住宅再建資金利子補給事業

対象者 次の条件をすべて満たす者

1. 被災していることの証明を市町村の長から受けた住宅を自己または親族が所有する者で、震災発生時に自己または親族が当該被災住宅に居住していた者。
2. 被災住宅に代わる住宅の建設や購入を市内で行う者および市内の被災住宅の補修を行う者。
3. 平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と結び、平成24年3月31日までに融資の実行を受けた者。

借入金の用途等 被災住宅に代わる住宅の建設か購入または被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の新築または購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く。）

利子補給対象となる借入金の最低額と最高額 100万円以上500万円以下（借入額が100万円未満の場合または借入額のうち500万円を超える部分は利子補給を行わない。）

利子補給率 市は2%以内。利子が利子補給率に相当する額を下回った場合は、支払った利子の額。1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

利子補給対象額 金融機関からの借入金償還残高

利子補給期間 借入金に係る利子の支払い開始日から5年間。ただし、無利子期間または利子支払いの猶予期間などがある場合は、当該期間も含め5年間とする。

申込期間 金融機関に融資の申し込みを行った日から原則1ヶ月以内。ただし、8月1日前に融資の申し込みを行った場合には、10月30日までに申し込みを行う。

☎ 都市整備課 ☎(80)1191

■ありがとうございました 山武市災害義援金

市内をはじめ全国から寄せられた温かいご支援に、心から感謝を申し上げます。

義援金は、7月15日時点で、**306件、25,055,087円**が寄せられ、被災された方へ災害見舞金の原資の一部として使わせていただいています。市では市内の被災された方への支援などを目的に、義援金を受け付けています。義援金の受入方法は次のとおりです。

【受付期間】 平成23年9月30日まで

【振込みの場合】

●**金融機関名** チバギンコウ ナルトウシテン 千葉銀行 成東支店 ●**預金種目** 普通預金

●**口座番号** 3440421 ●**口座名義** サンムシサイガイギエンキン 山武市災害義援金

【現金書留の場合】

送付先 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地
山武市役所総務課（山武市災害義援金）

郵便物の種類 現金書留

【現金をお持ちいただける場合】

山武市役所総務課

※悪質な詐欺にご注意を！

☎ 総務課行政係 ☎(80)1112

■山武地域労働相談・就職面接会

県とハローワークとが連携し、被災者・避難者向けの生活相談から求人情報の提供を行う出張相談会を開催します。

※求人面接会の参加希望者は、当日履歴書をご持参ください。

日時 8月30日(火)

午後1時～4時

場所 蓮沼スポーツプラザ

☎ 農商工・観光課

☎(80)1201